

J B Aヘルスケア研究会規約

第 1 条 (名称)

本会は「J B Aヘルスケア研究会」と称し、一般財団法人バイオインダストリー協会（以下、J B Aという）内におく。

第 2 条 (目的)

少子高齢化、生活習慣病の増加等を背景に、QOLの改善、健康寿命の延伸や医療コストの抑制等が社会的に求められており、病気になる以前の未病や健康の状態を維持・改善する取り組みが重要になっている。本会は、様々なヘルスケア事業を展開/志向している J B A会員企業相互の情報共有、共通課題への対応を通じて、ヘルスケア分野における研究/技術開発の推進および新規産業の創出/発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (業務)

第 2 条の目的達成のために以下の業務を行う。

- ・ セミナーまたは講演会開催による情報収集・共有
- ・ 国内外のヘルスケアに関する動向調査・ビジネスマッチング
- ・ 政策/規制緩和に関する提言
- ・ ナショナルプロジェクトの企画/提案
- ・ その他、本会の目的達成に資する業務

第 4 条 (事務局)

本会を円滑に運営するため事務局を J B A内におく。

2. 事務局は本会の運営に必要な事務、連絡、調整、企画、提案、等を行う。

第 5 条 (会員)

第 2 条の目的に賛同する J B A法人会員が本会に会員として入会できる

2. 本会に入会を希望する J B A法人会員は、事務局に入会申込書を提出し、研究会会長及び副会長の承認を経て入会できる。その旨は研究会会員にメールで周知し、総会で報告するものとする。
3. 本会の退会を希望する会員は、事務局に申し出、会長の了承を経て退会できる。その旨は総会で報告するものとする。
4. J B A法人会員の資格を失った本会会員は、連動して本会を退会したものとする。

第 6 条 (連携機関)

本会は、国立研究開発法人産業技術総合研究所を連携機関とし、協力して本会を運営するも

のとする。

2. 連携機関は議決権を有しないが、役員に選任された場合はこの限りではない。

第 7 条（オブザーバー）

本会は、第 2 条の目的に賛同する団体、有識者等をオブザーバーとし、協力を得て本会を運営する。

2. オブザーバーは、本会の活動に関して助言、支援を行う。
3. オブザーバーは J B A 会員に限定しない。

第 8 条（役員およびその選出）

本会に役員として、会長 1 名、副会長 1 ～ 2 名をおく。

2. 会長は本会会員および連携機関から選出し、総会での承認後に J B A 会長が委嘱する。
なお、任期途中での変更についてはこの限りではない。
3. 副会長は会長が本会会員の中から選出し、総会での承認後に J B A 会長が委嘱する。
なお、任期途中での変更についてはこの限りではない。
4. 役員の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。
5. 本会に名誉顧問をおくことができる。名誉顧問は会長が推挙し、総会の承認をもって任命する。なお、名誉顧問の任期は定めない。

第 9 条（幹事会）

本会に幹事会をおく。幹事会は会長、副会長および事務局により構成し、会長、副会長の要請により、事務局が招集する。

2. 幹事会は本会の運営に関し、会員を代表して議論し、成案を会員に周知する。
3. また、総会にて決すべき事項については、幹事会に諮るものとする。
4. 幹事会は、必要に応じて連携機関およびオブザーバーに参加を要請することができる。

第 10 条（総会）

本会に総会を置く。総会は会長、副会長、会員および事務局により構成する。

2. 総会では、役員を選出、規約の改定等の報告、幹事会からの議案、その他を審議する。
3. 総会に参加できない会員はその旨を事務局に連絡し、会長に議決権を委ねるものとする。
4. 議決は議決権を会長に委ねた者を含む総会構成員数（会長を除く）の過半数の賛成により決するものとする。
5. 賛成が丁度半数の場合は、会長の決裁に委ねるものとする。
6. 総会は、必要に応じて連携機関およびオブザーバーに参加を要請することができる。

第11条（役員の仕事）

会長は本会を代表して会務を執行する。また必要に応じて幹事会および総会を招集する。

2. 緊急な案件、軽微な案件等、その他、会長が適当と認めた場合には、文書またはメール連絡により審議、決裁をすることができる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長の不在時はその業務を代行する。
4. 幹事は実務の執行に当たる。
5. 名誉顧問は、適宜、本会の運営について助言する。

第12条（活動報告）

事務局は年1回、総会において活動報告を行う。

第13条（規約の改定）

本規約改定の議決は幹事会の審議を経て決定し、その旨は総会で報告することとし、必要に応じて会員にメールで周知する。

第14条（その他）

本規約に定める事項以外の本会の運営に必要な事項は、会長が幹事会または総会に諮って決定するものとする。

附則

本規約は本会設立の日（平成26年7月31日）より施行する。

改定 平成31年4月1日（以下の項目を改定）

第3条：「講演会」の追加

第5条：研究会への入退会の規定追加

第6条：独立行政法人を国立研究開発法人に変更

第8条：第8条と第9条の内容を第8条として統合。これにより以降の条項は繰り上げる。

第9条：幹事会の構成、招集の追加

第10条：総会成立の条件を明記

第13条：規約の改定方法の変更

改定 令和3年12月20日（以下の項目を改定）

第8条：副会長の人数を変更（増員）

以上